

# 実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」および「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の公表について



PwCあらた有限責任監査法人  
 アカウンティングサポート部  
 ディレクター 井上 雅子

## はじめに

企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」)は、2022年3月15日に、実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」(以下、「本公開草案」)および「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」(以下、「本論点整理」)。本公開草案とあわせて「本公開草案等」)を公表しました。

本公開草案は、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、「金商業等府令」)第1条第4項第17号に規定される「電子記録移転有価証券表示権利等」を発行または保有する場合の会計処理および開示に関する取扱いを明らかにすることを目的としています。また、本論点整理は、金融商品取引法上の電子記録移転権利または「資金決済に関する法律」(平成21年法律第59号。以下、「資金決済法」)における暗号資産に該当するICO(Initial Coin Offering: 企業等がトークン〔電子的な記録・記号〕を発行して投資家から資金調達を行う行為の総称)トークンの発行および保有に係る取引に関する会計基準を整備していく一環として、関連する論点を示して、基準開発の時期および基準開発を行う場合に取り扱うべき会計上の論点について関係者からの意見を募集することを目的としています。

本稿では本公開草案等について、公表の背景およびそれぞれの提案の概要について解説します。

なお、本文中の意見に関する部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

## 1 本公開草案等の公表の背景

2019年に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様性に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)により、金融商品取引法が改正され、収益分配を受ける権利が付与されたいわゆる投資性ICOについて金融商品取引法の規制対象であることを明確化し、各種規定の整備が行われました。具体的には、従前、流通する蓋然性が低いとされ、第二項有価証券として分類されてきた集団投資スキーム持分等<sup>※1</sup>について、ブロックチェーン等の電子情報処理組織を利用して移転できる財産的価値に表示される場合には株式等と同様に事実上流通し得ることを踏まえて「電子記録移転権利」と定義し、第一項有価証券に含めることで投資家への情報開示制度の拡充を図りました。また、投資性ICO以外のICOトークンについては、あわせて改正された資金決済法上の「暗号資産」に該当する場合は、引き続き資金決済法の規制対象に含まれることとされました(図表1)。

図表1: ICOトークンの分類

分類	発行者の債務	規制
投資型	将来的な事業収益等を分配する債務を負っている	金融商品取引法
投資型以外	将来的に物・サービス等を提供するなど、上記「投資型」以外の債務を負っている	資金決済法
	発行者が何ら債務を負っていない	

出所: 筆者作成

※1 金融商品取引法第2条第2項各号に規定される信託受益権、合名会社、合資会社および合同会社の社員権、民法上の任意組合契約に基づく権利、商法上の匿名組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に基づく権利、有限責任組合契約に基づく権利等をいう。

なお、ここでいう「暗号資産」は、金融商品取引法第2条第3項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く、以下のものとなります（資金決済法第2条第5項）。

- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

こうした法整備の背景を踏まえ、2019年11月に公益財団法人財務会計基準機構内の基準諮問会議により、以下について検討を求める提言がなされました。

1. 金融商品取引法上の電子記録移転権利（投資性ICO）
2. 資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行および保有等に係る会計上の取扱い

その後、2020年5月に改正された金商業等府令において、「電子記録移転権利」より広い概念である「電子記録移転有価証券表示権利等」（後述の 2.1. 参照）が定められたことを踏まえ、ASBJはこれらについての検討を重ね、今般、上記 1. については範囲を広げて電子記録移転有価証券表示権利等を対象とする本公開草案、上記 2. については本論点整理を公表しました。

## 2 本公開草案の内容

### 1. 範囲

本公開草案は、株式会社が電子記録移転有価証券表示権利等を発行または保有する場合の会計処理および開示を対象としています。

「電子記録移転有価証券表示権利等」は、金商業府令第1条第4項第17号に規定される権利をいい、金融商品取引法第2条第2項に規定される有価証券とみなされるもの（以下、「みなし有価証券」）のうち、電子情報処理組織を用いて移

転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものをいいます。

#### （参考）金融商品取引法第2条第2項のみなし有価証券

(1) 次の有価証券<sup>※2</sup>に表示されるべき権利（有価証券表示権利）のうち、当該権利を表示する当該有価証券が発行されていないもの

- 国債証券
- 地方債証券
- 社債券
- 株券又は新株予約権証券
- 信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券

(2) 次に掲げる権利<sup>※3</sup>

- 信託の受益権
- 持分会社の社員権
- 民法上の任意組合契約に基づく権利、商法上の匿名組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち、いわゆる集団投資スキーム持分に該当するもの<sup>※4</sup>

出所：ASBJ「実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」の公表」の中の「【参考】みなし有価証券について」

なお、特別目的会社や投資事業組合などの株式会社以外の会社に準じる事業体等<sup>※5</sup>の電子記録移転有価証券表示権利等の発行および保有については、本公開草案ではなく、本論点整理で取り扱われています（後述の 3 参照）。

## 2. 主な内容

### (1) 会計処理の基本的な考え方

電子記録移転有価証券表示権利等は、その定義上、いわゆるブロックチェーン技術等を用いて取引される点を除けば、従前のみなし有価証券と権利の内容は同一であると考えられます。そのため、本公開草案では、電子記録移転有価証券表示権利等の発行および保有の会計処理について、基本的に従前のみなし有価証券を発行および保有する場合の会計処理と同様に取り扱うこととしています。

※2 一部の有価証券のみ記載している。

※3 一部の権利のみ記載している。

※4 金融商品取引法第2条第2項第5号の要件を満たすものがみなし有価証券に含まれる。

※5 株式会社以外の信託、持分会社、民法上の任意組合、商法上の匿名組合、投資事業有限責任組合および有限責任事業組合を意味する。

(2) 電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理

現状、有価証券を発行した場合、払込金額が負債となるか株主資本となるかについての明確な会計基準は存在しないため、有価証券の法的形式等を勘案して、実務では、対応されていると考えられます。そこで、本公開草案において、電子記録移転有価証券表示権利等を発行した場合の払込金額の区分について特段の定めを置かず、現行の実務を参考にすることが考えられるとしています。

また、電子記録移転有価証券表示権利等の発行に伴う払込金額について、負債または株主資本の区分に応じて、**図表2**のとおり会計処理することとしています。

図表2：払込金額の区分別の会計処理

負債に区分される場合	株主資本に区分される場合
<p>金融負債<sup>※6</sup>として、契約上の義務を生じさせる契約を締結したときは、原則として、発生を認識する（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下、「金融商品会計基準」）第7項）。</p> <p>その金額は債務額をもって貸借対照表価額とする。ただし、社債を社債金額よりも低い価額または高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額としなければならない（金融商品会計基準第26項）。</p>	<p>株主資本は、資本金、資本剰余金および利益剰余金に区分する（企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下、「純資産会計基準」）第5項）。</p> <p>個別貸借対照表上、資本剰余金および利益剰余金は以下のとおり区分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資本剰余金は、資本準備金および資本準備金以外の資本剰余金（その他資本剰余金）に区分する。</li> <li>● 利益剰余金は、利益準備金および利益準備金以外の利益剰余金（その他利益剰余金）に区分し、その他利益剰余金のうち、任意積立金のように、株主総会または取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す科目をもって表示し、それ以外については繰越利益剰余金にて表示する（純資産会計基準第6項）。</li> </ul> <p>その金額は、会社法の資本金の額および準備金の額の算定に係る定め（会社法第445条）、剰余金の額の算定に係る定め（会社法第446条）に従う。</p>

出所：筆者作成

なお、本公開草案では、その範囲を株式会社の会計処理に限定したため、電子記録移転有価証券表示権利等と権利の内容が同一である金融商品取引法上のみなし有価証券に該当するものの、金融商品会計基準上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等（一部の信託受益権。詳細は後述(3)参照）の発行の会計処理は取り扱われていません（**図表3**）。

※6 金融負債とは、支払手形、買掛金、借入金および社債等の金銭債務ならびにデリバティブ取引により生じる正味の債務等をいう。

図表3：発行の会計処理の対象範囲（○：本公開草案の対象）

発行の会計処理	金融商品会計基準等上の取扱い	
	有価証券	その他
みなし有価証券 (金商法第2条第2項)	○	× 一部の信託受益権
上記以外	× 金商法の有価証券に類似する もので活発な市場があるもの (例：国内CD)	×

出所：筆者作成

(3) 電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理

金融商品取引法第2条第1項および第2項で定義される金融商品取引法上の有価証券については、金融商品会計基準および日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「金融商品実務指針」。また、金融商品会計基準および金融商品実務指針を合わせて、以下、「金融商品会計基準等」）上、有価証券として取り扱われるものと取り扱われないものがあります（金融商品実務指針第8項、第58項）。

本公開草案では、**図表4**のとおり、電子記録移転有価証券表示権利等と権利の内容が同一であるみなし有価証券が金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合と該当しない場合に分けて会計処理を行うことを提案しています。

図表4：保有の会計処理の対象範囲（○：本公開草案の対象）

保有の会計処理	金融商品会計基準等上の取扱い	
	有価証券	その他
みなし有価証券 (金商法第2条第2項)	○	○ 一部の信託受益権
上記以外	× 金商法の有価証券に類似する もので活発な市場があるもの (例：国内CD)	×

出所：筆者作成

① 金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合（**図表5**）

本公開草案の検討の過程では、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約に対して既存の金融商品実務指針における約定日基準の定め（金融商品実務指針第22項）を適用することも議論されました。しかしながら、電子記録移転有価証券表示権利等の売買に係る事例が限定的である現状を踏まえると、約定日および受渡日が明確ではない場合も生じ

図表5：金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合の取扱い

取引	取扱い
発生および消滅の認識	<p>(発生) 電子記録移転有価証券表示権利等の契約上の権利を生じさせる契約を締結したときは、原則として、その発生を認識する（金融商品会計基準第7項）。</p> <p>(消滅) 電子記録移転有価証券表示権利等の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき、または権利に対する支配が他に移転したときは、その消滅を認識する（金融商品会計基準第8項）。</p> <p>この場合、契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、以下のすべてが満たされた場合である（金融商品会計基準第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 譲渡された電子記録移転有価証券表示権利等に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全されていること</li> <li>● 譲受人が譲渡された電子記録移転有価証券表示権利等の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受できること</li> <li>● 譲渡人が譲渡した電子記録移転有価証券表示権利等をその満期日前に買戻す権利および義務を実質的に有していないこと</li> </ul> <p>ただし、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約について、契約を締結した時点（金融商品実務指針における約定日に相当する時点）から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間<sup>*7</sup>である場合、契約を締結した時点で買手は電子記録移転有価証券表示権利等の発生を認識し、売手は電子記録移転有価証券表示権利等の消滅を認識する。</p>
貸借対照表価額の算定および評価差額に係る会計処理	<p>電子記録移転有価証券表示権利等の保有目的（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式、その他有価証券）により区分し、それぞれの区分に応じて、貸借対照表価額、評価差額等について、金融商品会計基準第15項から第22項および金融商品実務指針（組合等<sup>*8</sup>の取扱いである132項を含む）の定めに従って行う。</p>

出所：筆者作成

得ること、また、実務上、約定日から受渡日までの期間が市場の規則または慣行に従った通常の間であるかどうかの判断が困難である可能性があることが指摘されました。

そのため、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約における、約定日に相当する時点、受渡日に相当する時点および約定日に相当する時点から受渡日に相当する時点までの期間について検討した結果、**図表5**のとおり、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約における発生および消滅の認識について、別途の定めを置くこととされました。

② 金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない場合

金融商品取引法上の有価証券であっても、金融商品会計基準等において有価証券として取り扱われないものに、信託受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号および第2号に該当するものに限る）が該当します。この場合、金融商品実務指針および実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下、「信託報告」）の定めに従って行うこととしています。

\*7 短期間かどうかは、わが国の上場株式会社における受渡しに係る通常の間とおおむね同期間かそれより短い期間であるかどうかに基づいて判断することが考えられるとされている。

\*8 民法上の組合、匿名組合、パートナーシップ、およびリミテッド・パートナーシップ等をいう。

ただし、金融商品実務指針および信託報告の定めに基づき、結果的に有価証券とみなすものや有価証券に準じて取り扱うこととされているもの（例えば、信託受益権であっても、優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数の場合（金融商品実務指針第58項））についての発生の認識（信託設定時を除く）および消滅の認識は、上記①の「金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合」の定めに従って行うこととしています。

(4) 開示（表示および注記事項）

本公開草案では、電子記録移転有価証券表示権利等を発行または保有する場合の表示方法および注記事項は、みなし有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等に該当しない場合に求められるものと同様とすることとされています。

(5) 適用時期

本公開草案が最終化された場合には、電子記録移転有価証券表示権利等を保有する場合の発生および消滅の認識について、金融商品実務指針とは異なる定めとしていることから、適用にあたっては、一定の周知期間を設けることとして、2023年4月1日以後開始する事業年度の期首からの適用としています。

ただし、改正された金融商品取引法は2020年5月からすでに施行されていることを踏まえ、早期適用を認めることとしています（図表6）。

図表6：適用時期の原則と早期適用

原則	早期適用
2023年4月1日以後開始する事業年度の期首	最終基準公表日以後終了する事業年度および四半期会計期間

出所：筆者作成

### 3 本論点整理の概要

#### 1. 目的と範囲

本論点整理は、資金決済法の暗号資産に該当するICOトークンの発行および保有に関する論点と、電子記録移転有価証券表示権利等の発行および保有に関する論点に分けて整理しています。後者は、先に説明した本公開草案では取り扱っていない一部の論点を取り扱っています。

ICOについて、明確な定義はありませんが、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や仮想通貨<sup>※9</sup>の調達を行う行為を総称するものと

されており（「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書）、トークン購入者の視点から、前掲の図表1のとおり、ICOトークンの分類が示されています。

本論点整理では、「その他権利型」と「無権利型」の資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行および保有に関する論点を取り扱っています。また、「投資型」については、前述の本公開草案で取り扱っていない論点についてのみ、本論点整理に含めています。

#### 2. 論点

本論点整理では、主要な論点（図表7）とその他の論点（図表8）に分けて、論点を整理しています。図表7と図表8では、それぞれの論点とASBJの予備的な分析の要旨について示しています。

図表7：主要な論点

論点	ASBJの予備的な分析の要旨
【論点1】 基準開発の必要性および緊急性、ならびにその困難さ	<p>現在観察できる少数の取引事例だけでは、わが国における対象取引の経済的実態を捉えることが難しく、また、暗号資産の私法上の取扱いも明らかでない。さらに、国際的な基準開発が行われていない状況で国際的な基準開発に先行してわが国の基準開発に着手し、その後国際的な会計基準が開発された場合には、再度わが国の基準開発を行うことになる可能性があり、速やかにわが国の基準の開発を行うべきでないとも考えられる。</p> <p>一方で、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取り組みが阻害されているなどの状況が発生している可能性があることを踏まえ、速やかに基準開発を行う必要があるとも考えられる。</p>
【論点2】 ICOトークンの発行者における発行時の会計処理	<p><b>発行者が何ら義務を負担していない場合</b></p> <p>一部の投資家はICOトークンに付与されている権利に着目して投資を行うのではなく、当該ICOトークンを他者に売却することによる値上がり益を期待して投資を行うと考えられる。この場合、発行者は、何ら義務を負担していないことから認識すべき負債は存在せず、対価の受領時においてその全額を利益に計上することが考えられる。</p> <p><b>発行者が何らかの義務を負担している場合</b></p> <p>以下の考え方を踏まえ、取引の実態に照らして、発行時に利益が生じる会計処理を定めるべきか否かについて関係者に意見を求めることが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当初認識時に利益を計上するケースは生じ得ないとする考え方：契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立している。</li> <li>● 当初認識時に利益を計上するケースは生じ得るとする考え方：提供する財またはサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在をICOトークンの発行取引の実態を示す特徴の1つとして捉え、当該取引を会計上適切に描写するため、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わない。</li> </ul>

出所：筆者作成

※9 2019年の資金決済法の改正により、仮想通貨は暗号資産に呼称が変更されている。

図表8：その他の論点

論点	ASBJの予備的な分析の要旨
<p>【論点3】 資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行および保有に関するその他の論点</p>	<p>発行時に自己に割り当てたICOトークン 第三者が介在していない内部取引に該当するとして会計処理の対象としないことが考えられる。</p> <p>ICOトークン発行後に第三者から当該ICOトークンを取得した場合 関連する負債の消滅の認識を行うこととし、当該負債の計上金額と取得したICOトークンの取得原価が異なる場合には、差額を損益として処理する方法が考えられる。</p>
<p>【論点4】 電子記録移転有価証券表示権利等の発行および保有に関する論点</p>	<p>株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行および保有 株式会社以外の会社に準ずる事業体等について、従前のみなし有価証券の発行および保有の会計処理に係る定めが限定的であるため、電子記録移転有価証券表示権利等の発行および保有の会計処理を新たに定めることのニーズの有無について、関係者に意見を求めることが考えられる。</p> <p>株式または社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合に財またはサービスの提供を受ける権利が付与されるとき会計処理 本論点は、電子記録移転有価証券表示権利等にのみ限定されたものではなく、また、今後どのような財またはサービスが付与されるか現時点では定かではない。そのため、その状況が大きく変化しない限り、本論点は取り扱わないことが考えられる。</p> <p>暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理 実際に発行が行われるか定かではないことから、その状況が大きく変化しない限り、本論点は取り扱わないことが考えられる。</p> <p>組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の保有の会計処理 取引量が増加し、市場が十分に形成されるまでは、組合等の会計処理と同様に取り扱うことが考えられる。</p>

出所：筆者作成

## 4 今後の予定

本公開草案等について、コメント期限は2022年6月8日となっています。本公開草案は、寄せられた意見を踏まえてさらに検討が行われ、最終的に実務対応報告として公表されることとなります。また、本論点整理については、寄せられた意見を踏まえて会計基準の整備に向けた検討が行われる予定です。

### 井上 雅子 (いのうえ まさこ)

PwCあらた有限責任監査法人 アカウンティングサポート部 ディレクター  
公認会計士  
アシュアランス業務部門において、国内はもとより米国SEC登録企業の監査に従事後、現在は、法人内での日本基準およびIFRSの適用に関する相談業務に従事している。  
メールアドレス：masako.inoue@pwc.com